

「那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子共同発行事業」仕様書

1 概要

原則生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問（那覇市乳児家庭全戸訪問事業）」にて、子育てに関する情報を提供するために配布する「那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子（以下、「冊子」という。）」を企業等の広告を活用して那覇市と選定された民間業者等（以下、「共同発行者」という。）が共同で発行する。

2 規格等

名 称	那覇市 「こんにちは赤ちゃん」（仮称） ※名称変更もしくはサブタイトルがつく可能性があります。
規 格	A4判(縦297mm×横210mm)またはA5判(縦210mm×横148mm) 横書き、左開き
ページ数	A4判：36ページ以上 A5判：56ページ以上 ※表紙・裏表紙・広告含む
紙 質	コート紙または上質紙 ※用紙の連量は米坪81.4～157.0g/m ² とする。
印刷色	4色フルカラー
製本加工	無線綴じまたは中綴じ
制作数量	各年度 2,500部ずつ
内 容	1) 掲載必須項目 ※情報等は原則、那覇市から提供する。 ①出産～子育てに関する情報等について ・相談場所の紹介（こども家庭センターなは、那覇市保健所、那覇市こども発達支援センター） ・親子の健康づくり情報（妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、妊産婦新生児訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査、予防接種、離乳食教室、かみかみ講演会、発達相談、親子教室、母子保健推進員） ・「なはDE子育て」母子モ ・パパママの健康について ・歯の健康について ②子育てサポートの情報等について ・つどいの広場、地域子育て支援センター、子育て応援DAY、乳幼児学級（公民館）、児童館等について ・一時預かり事業 ・養育支援訪問事業 ・ファミリーサポートセンター ・病児病後児保育事業 ・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所の入所について ・認可外保育施設等について

	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育の無償化について ・子ども誰でも通園制度（乳児通園支援事業）について ・子ども医療費助成、母子父子家庭等医療費の助成について ・小児救急電話相談（＃8000）について <p>③子育てについての知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達の日安について（0 か月から6 歳頃まで）、ワンポイントアドバイス等 ・子どもの泣きについての対応方法 ・産後の体とところについて ・虫歯予防について ・たばこ、アルコールについて ・保育園入園の際のアドバイスについて ・離乳食について ・児童虐待の予防等について ・SIDS の予防について ・災害対策について <p>2) 掲載任意項目</p> <p>子育て関連の自社コンテンツで冊子に掲載可能なもの</p>
広告等	全紙面に対する広告の割合を 30%以下とする。 掲載するそれぞれの広告には、「広告」と表示すること。
校正	各年度ともに、文字校正 2～3 回程度、色校正 1 回
各年度の作業について	行政情報は、市から各年度提供する。広告等を含む掲載内容については、年度ごとに必要な確認・校正作業を行うこと。
発行元	那覇市 こどもえがお相談課
納入期限	令和 9 年度版：令和 9 年 4 月 30 日まで 令和 10 年度版：令和 10 年 4 月 30 日まで
納入場所	那覇市役所本庁舎地下 2 階 倉庫
その他	冊子の納品と合わせて、全ページ分の電子データ(PDF 等)を格納した電子記録媒体を納品すること。 なお、本市が事業目的に沿って電子記録媒体を活用する場合は、その活用を妨げないものとする。

3 業務分担

- (1) 冊子の制作に必要な行政情報等を、本市が共同発行者へ提供し協議の上、決定するものとする。
- (2) 共同発行者は、冊子の企画、デザイン、編集、印刷、製本及び納品を行うものとする。
- (3) 共同発行者は、冊子の企画、デザイン、編集等について、那覇市と十分に協議するものとする。

のとする。

- (4) 本市と共同発行者は、本件発行物の校正作業を協力して行い、事業者は本市の校了をもって印刷を開始するものとする。
- (5) 共同発行者は、冊子の納品時に、PDF形式のデータもあわせて納品する。

4 著作権

本市からの情報提供分については本市に、それ以外については共同発行者に帰属する。

5 広告

- (1) 冊子に掲載する広告については、子育て支援に関連する情報（育児、食育、教育等）とし、次に該当するものは掲載しないものとする。
 - ア 公共性を損なう恐れのあるもの
 - イ 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
 - ウ 暴力団、その他反社会的団体が関与するとみとめられるもの
 - エ 個人、団体等の意見広告及び名刺広告に類するもの
 - オ 公序良俗に反するもの
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に関するもの
 - キ 青少年の健全育成上好ましくないもの
 - ク 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
 - ケ 商品先物取引及び貸金業に類するもの
 - コ 人権を害するおそれのあるもの
 - サ 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物などを無断で使用しているもの
 - シ 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
 - ス そのほか市長が広告掲載として適当でないと認めるもの
- (2) 共同発行者の広告掲載については、本市が内容の確認を行う。また、その内容が(1)に基づき冊子に適さないものであると本市が判断した場合は、全体又は一部を那覇市と協議のうえ変更する。
- (3) 冊子に掲載するそれぞれの広告は、すべて共同発行者が募集することとし、その収入は共同発行者に属する。

6 共同発行者の責務

- (1) 共同発行者は、冊子の発行に関する事項(本市が提供した情報を除く)のすべてについて、一切の責任を負うものとする。
- (2) 共同発行者は、「那覇市こんにちは赤ちゃん訪問冊子」への広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、共同発行者又は広告主の責任及び負担において解決に努めるものとする。ただし、本市の責めに帰する場合はこの限りではない。

7 その他

- (1) 共同発行者は、本事業の実施に伴い入手する個人情報や市内部情報の取り扱いについては、その管理体制を確立し、情報の漏洩等の事故がないように努めること。また、本事業が完了した後も同様とする。
- (2) 本仕様書に明示のない事項は、那覇市の指示もしくは協議の上決定する。